



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年4月26日金曜日 第1351号外2

◇ 目 次 ◇

監査公表

包括外部監査結果に基づく措置の公表（2件）..... 1

監査公表

○公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成14年4月26日

愛媛県監査委員 小川 一 雄
 同 達川 光 作
 同 横田 弘 之
 同 井上 和 久

監査対象機関	土木部：愛媛県住宅供給公社													
監査の結果に関する報告提出年月日	平成13年3月27日													
監査の結果	措置の内容													
<p>1 伊予上野団地に係る宅地造成資金借入金利息 2,712千円が土地取得価格に計上されていない。</p> <p>2 会社は、退職給与引当金以外に下記の引当金を計上している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>残高(千円)</th> <th>計上基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害引当金</td> <td>12,814</td> <td>・既設団地の災害による損失に備える。 ・年度末における保有土地資産総額の2%の額</td> </tr> <tr> <td>修繕引当金</td> <td>8,270</td> <td>・請負業者に転嫁することができない瑕疵・補修による損失に備える。 ・年度末における保有土地資産総額の2%の額</td> </tr> <tr> <td>分譲促進等経費引当金</td> <td>55,555</td> <td>・価格調整・分譲促進経費の負担・新規事業の調査研究に要する費用に備える。 ・当該年度の住宅建設費の1%以内の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害損失引当金は、企業会計では計上が許されていない。また、引当率（2%）に根拠がなく、実際の引当額が要引当額を下回っているため、計上の必要性及び基準の見直しが必要である。</p> <p>修繕引当金は、引当率（2%）に根拠がなく実際の引当額が要引当額を下回っているため計上の必要性及び基準の見直しが必要である。</p> <p>分譲促進等経費引当金は、地方住宅供給公社会計基準には例示がなく、企業会計では計上が許されていない。また、引当率（1%）に根拠がないため、引当金を取り崩す必要がある。</p>	種 類	残高(千円)	計上基準	災害引当金	12,814	・既設団地の災害による損失に備える。 ・年度末における保有土地資産総額の2%の額	修繕引当金	8,270	・請負業者に転嫁することができない瑕疵・補修による損失に備える。 ・年度末における保有土地資産総額の2%の額	分譲促進等経費引当金	55,555	・価格調整・分譲促進経費の負担・新規事業の調査研究に要する費用に備える。 ・当該年度の住宅建設費の1%以内の額	<p>1 伊予上野団地に係る借入金利息については、住宅又は宅地の各事業への按分基準が明確でなかったことにより、一部利息を土地取得価格に計上しなかったものであるが、全国の統一基準である「地方住宅供給公社会計基準」の改正を受けて、当会社の会計規程を改正し、平成14年度から借入金利息は、事業ごとに明確に区分経理することとした。</p> <p>2 全国の統一基準である「地方住宅供給公社会計基準」の改正を受けて、当会社の会計規程を改正し、平成14年度から指摘のあった「災害引当金」「修繕引当金」「分譲促進等経費引当金」を廃止した。</p>	
種 類	残高(千円)	計上基準												
災害引当金	12,814	・既設団地の災害による損失に備える。 ・年度末における保有土地資産総額の2%の額												
修繕引当金	8,270	・請負業者に転嫁することができない瑕疵・補修による損失に備える。 ・年度末における保有土地資産総額の2%の額												
分譲促進等経費引当金	55,555	・価格調整・分譲促進経費の負担・新規事業の調査研究に要する費用に備える。 ・当該年度の住宅建設費の1%以内の額												

○公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252 条の38第 6 項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成14年 4月26日

愛媛県監査委員 小 川 一 雄
 同 達 川 光 作
 同 横 田 弘 之
 同 井 上 和 久

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>経済労働部：財団法人愛媛県中小企業振興公社 （平成13年 3月31日解散） （財団法人えひめ産業振興財団が事業を継承）</p>	
<p>監査の結果に関する報告提出年月日</p>	<p>平成13年 3月27日</p>	
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>	
<p>1 下請振興係職員に係る退職給与引当金については、制度上の制約により、引当不足（13,297千円）となっているため、公社ではこの引当不足額を平成11年度から21年間（平成10年度末の最も若い職員の定年までの残存勤続年数）で均等償却することとしている。 しかし、下請振興係職員の平均残存勤続年数は、17年程度であることから、引当不足額を17年で償却する必要がある。</p> <p>2 公社の会計は、複数の事業に区分されているので、事業量等合理的な基準に基づき人件費の負担割合を決定する必要がある。</p> <p>3 会計・総務業務においてもパソコンの利用により事務の効率化を図る必要がある。</p>	<p>1 県においては、平成11年度から17年が経過する平成27年度末までに引当不足額を償却するよう平成14年度当初予算において措置した。</p> <p>2 県においては、平成14年度当初予算で、（財）えひめ産業振興財団の中小企業振興部（旧（財）愛媛県中小企業振興公社）において、設備貸与事業と下請振興事業等を総括している中小企業振興部長及び中小企業振興課長の人件費について、それぞれの事務分担中の下請振興事業分相当額を下請企業振興事業費補助金で負担するよう措置した。</p> <p>3 支出書類、計算処理等において、パソコン利用による書類作成を行うなど効率化を図った。</p>	